

向井亜紀代理母事件

2007.4.16

担当: 高見裕子・中野祐輔

タレントの向井亜紀さん(42)と元プロレスラーの高田延彦さん(44)夫妻が米国の女性に代理出産を依頼して生まれた双子の男児(3)について、最高裁第二小法廷(古田佑紀裁判長)は3月23日、夫妻との親子関係を認めない決定を出した。第二小法廷は「自分の卵子を提供した場合でも、今の民法では母子関係の成立は認められない」との一般判断を初めて示した。向井さん側にはこれ以上不服を申し立てる手段はなく、出生届の不受理が確定した。

第二小法廷は「代理出産は公知の事実で、(明治時代に制定された)民法の想定していない事態だ」と指摘。「遺伝的なつながりのある子を持ちたいという真摯(しんし)な希望と、他の女性に出産を依頼することについての社会一般の倫理的感情を踏まえ、立法による速やかな対応が強く望まれる」と述べて、法整備を急ぐよう国会に異例の注文をつけた。

夫妻は双子の出生後、米国ネバダ州の裁判所で親子関係を確定する判断を得ていた。昨年9月の東京高裁決定は、外国裁判所の確定判決の効力が承認されるとした民事訴訟法の規定をもとに、親子関係を認めた。

これに対し、第二小法廷は「実親子関係は身分関係の中で最も基本的なもの。基準は一義的に明確でなければならない」と指摘。「民法が定める場合に限って実親子関係を認める」と厳格な解釈を示した。

その上で、今の日本の民法では認められないのに、実の親子関係を認めたネバダ州裁判所の判断は「我が国の法秩序の基本原則、基本理念と相いれず、公の秩序に反する」と述べ、東京都品川区に出生届を受理するよう命じた東京高裁決定を覆した。4裁判官全員一致の結論だった。

向井さんは00年に子宮摘出手術を受けた。高田さんとの受精卵を米国人女性に移植し、出産してもらった代理出産で、03年に双子が誕生。品川区は法務省の意向も踏まえ双子の出生届を受理しなかった。双子は現在、米国籍で、在留資格を取って日本で暮らしている。

夫妻は処分取り消しを東京家裁に申し立てたが05年11月に却下され即時抗告。06年9月の東京高裁決定は一審の審判を取り消して、出生届の受理を命じた。その後、決定を不服とした品川区が最高裁に抗告していた。

「大前提として考えたのは子供の福祉です。代理出産を認めると4種類の母親が考えられることになります。遺伝子上の母、産みの母、戸籍上の母、育ての母です。これでは子供が混乱しかねません」

さらには、生命の尊厳の問題、商業化の問題、人体を生殖技術の手段として用いることの是非などの問題点も指摘する。

現状では、海外で代理母による出産を選択した日本人夫婦は、なんとすでに100組以上といわれる。そのほとんどは、代理母による出産とは明かさずに実子として出生届を提出、認められているのが現状だ。

しかし、社会全体を俯瞰(ふかん)すれば、必ずしも円満な親子ばかりではない。法律上の親子関係は子の福祉のために「一義的に明確な基準で一律に決められるべきだ」とする最高裁の判断には、強い説得力がある。代理出産は事実上行われているとは言っても例外的で、それを前提に卵子を提供した女性を実母と解釈できないとするのは、法律的には極めて妥当な考え方だ。

最高裁決定は、実親子関係について、「最も基本的な身分関係で、子の福祉にも重大な影響を及ぼす。明確な基準で一律に決めるべきだ」と指摘。民法の解釈や判例から、「母子関係は出産という客観的事実により成立する」との基本原則を示した。

東京高裁は決定で、「わが国の民法は、生殖補助医療技術が存在しなかった時代に制定されたが、現在はこうした技術で人為的な操作による妊娠や出産が可能になっている」と指摘。「法制定時に想定されていなかったからといって、人為的な操作による出生が、わが国の法秩序の中に受け入れられない理由とはならない」と判断した。

その上で、向井さんのケースについて「(向井さん夫婦が)法律的な親として養育することが、子供の福祉に最もかかっている」と述べた。

向井さん夫婦の2人の子供は米国籍のパスポートを持ち、保護者が日本人という在留資格で暮らしている。日本で出生届が受理されないままだと、法律上の親が存在せず、相続権などが認められない。

論点

母親の条件は遺伝子なのか、出産という行為なのか。

自分1人・夫婦1組で手に入れられない物(この場合は子ども)を倫理的・道徳的な問題を踏み越えて手に入れて良いのか。

東京高裁は「公序良俗に反しておらず、子の福祉にもかなっている」として、出生届を受理するよう命じたが、最高裁は高裁の決定を覆した。

代理出産において子の福祉はかなっているか？

かなっている場合としない場合で実子と認めるかいなかの議論にどうか関わってくるのか。